

(I) 労働問題への対処

労働問題 : 対等でない労働者と雇用者との間で、不当な労働環境や労働条件が生じること

■日本の労働運動

1900 年頃 工業化が急速に進む中で、労働者の組織化が活性化

→労働運動の拡大を恐れた政府は**治安警察法**を制定(1900 年)し、労働組合を取り締まる

⇔^[1]](1911)は労働者の保護が目的だが、「アメとムチ」のアメに過ぎない

戦 後 : 民主化政策によって、^[2]]の結成が保障。弾圧は禁止され、**労働運動**も活発に。

▶日本は.....組合が多い。(⇔欧米は.....組合)

現 代 : 労働組合の組織率は高度経済成長期にピークに達し安定していた。

次第に低下し、現在では 20%を下回っている。

毎年春に賃上げを一齐に求める^[3]]は、現在も継続的に実施されている。

■労働三権と労働者の権利

第 27 条 **勤労権** 第 28 条 **労働三権** (.....権・.....権・.....権)

これを基に **労働三法**・その他の労働関連法 が制定。

①^[4]] ②^[5]] ③[**労働関係調整法**]

①**労働基準法** (1947)・・・労働条件の**最低基準**を設定するもの。^[6]]が監視

賃 金	・ 男女同一賃金の原則。 ・ 1959 ^[7]]・・・地域別に最低賃金を定める
労働時間	1 日.....時間 ・ 週.....時間以内。週 1 は休日設定。有給休暇の保障。 例外 ・ 変形時間労働 (週 40 時間以内なら、一日あたりの労働時間は変更可) ・ フレックスタイム制 (自主的に始業・終業の時間を決定) などが導入
年少者	15 歳未満の労働を禁止。18 歳未満の深夜労働 (22 時以降) 禁止。
女 性	・ 出産休暇 (産前 6 週間 + 産後 8 週間) の保障 ・ 従来は「女性は.....禁止」とする規定があったが、差別だとして撤廃
その他	休憩に関する規定、時間外労働に関する規定、解雇の予告義務など

②**労働組合法** (1945 制定・1949 全面改正)・・・労働三権を具体的に保障するもの。

労働関係調整のため労働委員会の設置を規定。

- ・ **団結権**・・・ 労働組合への加入・結成権
- ・ **団体交渉権**・・・ 労働組合と使用者 (雇い主) の話し合い →^[8]]を結ぶ
- ・ **団体行動権 (争議権)**・・・ 労働者としての権利獲得に向けた闘い (ストライキ・サボタージュなど)
▶やらない ▶本気を出さない

これらの活動は、正当なものである限り、刑事上・民事上の責任には問われないが、

逆に、**使用者がこの活動を妨害する行為** (= ^[9]]) は禁止されている。

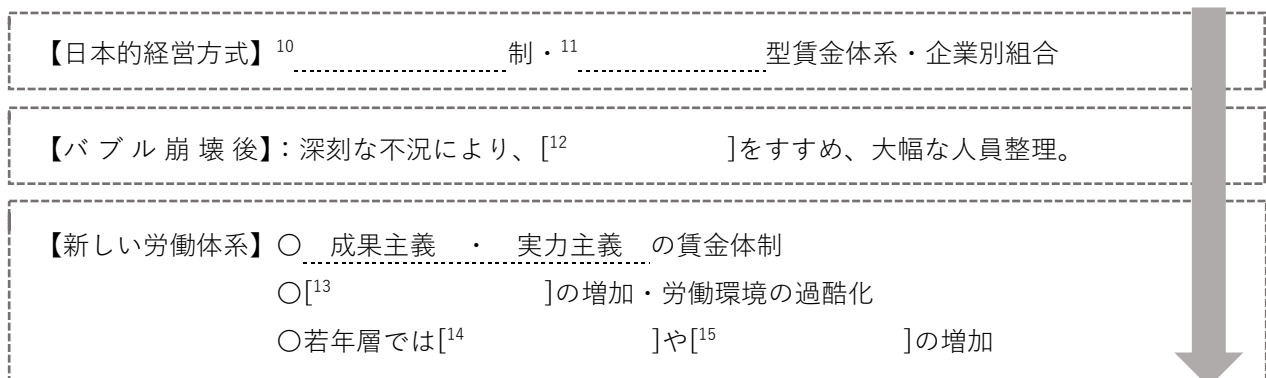
③労働関係調整法（1946 制定）…労働関係の調整をはかり、争議運動の予防・解決に努める。

- (i) [斡 旋]… 当事者間に入り、争議の解決を図る
- (ii) [調 停]… 調停委員会が案を作成し、双方にそれを提示する
- (iii) [仲 裁]… 強制的に解決に向けた仲裁をおこなう

※労働基本権の範囲と制限

	民間企業	国家公務員		地方公務員	
		一般職	警察・自衛隊など	一般職	警察・自衛隊など
団結権	○	○		○	
団体交渉権	○	△		△	
団体行動権	○	×		×	

(Ⅱ)雇用環境の変化



■現代の労働問題

- ・仕事を失ったものへの¹⁶ ……]（安全網）
- ・1人あたりの労働時間と賃金を減らし、より多くの人で分け合う=¹⁷ ……]
- ・コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅で勤務する¹⁸ ……]の普及
- ・勤務の多様化…勤めながら別の仕事で収入を得る **副業・兼業**／雇用されず個別に請け負う **フリーランス**

・失業問題…¹⁹ ……]（働きたくても仕事につけない人の数）※1990年頃までは1～2%、2016年3.2%

★日本では5%を超えるとやばいという感覚を持っておく（2000年前後、2010年前後で記録）

・若者…新卒者の求人減少・正規雇用の減少・非正規雇用の増加、定職に就かないフリーター、NEETが増加

・女性…女性の社会進出に向けた動きが高まる

例：男女雇用機会均等法(1985)、育児・介護休業法(1995)、男女共同参画社会基本法(1999)

・障害者…障害者雇用促進法（1987） → 企業に対し障がい者の雇用率を定めている

国や企業に障がい者を一定割合(民間2.3%、国・地方2.6%)以上での雇用を義務付け

・外国人…外国人労働者の就労が増加したが、雇用は不安定で低賃金の場合も少なくない。

- ・その他
 - ・完全週休二日制は普及しつつあるが有休消化は少ない。
 - ・男性の育児取得率が低い。（えっ男なのに育児？的な空気）
 - ・²⁰ ……]…非正規雇用者が正規雇用者と同じ仕事をしていても、貧困から抜け出せない状態
 - ・時間外労働・サービス残業が多い。→ 過労死・過労自殺。ブラック企業が社会問題に
 - ・2018年 **働き方改革関連法**：同一労働同一賃金の導入 「何のために働くの…？」



(I)労働問題への対処

労働問題 : 対等でない労働者と雇用者との間で、不当な労働環境や労働条件が生じること

■日本の労働運動

1900 年頃 工業化が急速に進む中で、労働者の組織化が活性化

→労働運動の拡大を恐れた政府は**治安警察法**を制定(1900 年)し、労働組合を取り締まる

⇨[¹ **工場法**] (1911)は労働者の保護が目的だが、「アメとムチ」のアメに過ぎない

戦 後 : 民主化政策によって、[² **労働組合**]の結成が保障。弾圧は禁止され、**労働運動**も活発に。

▶日本は **企業別** 組合が多い。(⇨欧米は **産業別** 組合)

現 代 : 労働組合の組織率は高度経済成長期にピークに達し安定していた。

次第に低下し、現在では 20%を下回っている。

毎年春に賃上げを一齐に求める[³ **春闘**]は、現在も継続的に実施されている。

■労働三権と労働者の権利

第 27 条 **勤労権** 第 28 条 **労働三権** (**団結** 権・ **団体交渉** 権・ **団体行動** 権)

これを基に **労働三法**・その他の労働関連法 が制定。

①[⁴ **労働基準法**] ②[⁵ **労働組合法**] ③[**労働関係調整法**]

①**労働基準法** (1947) …労働条件の**最低基準**を設定するもの。[⁶ **労働基準監督署**]が監視

賃 金	・ 男女同一賃金の原則。 ・ 1959[⁷ 最低賃金法] …地域別に最低賃金を定める
労働時間	1 日 8 時間 ・ 週 40 時間以内。週 1 は休日設定。有給休暇の保障。 例外 ・ 変形時間労働 (週 40 時間以内なら、一日あたりの労働時間は変更可) ・ フレックスタイム制 (自主的に始業・終業の時間を決定) などが導入
年少者	15 歳未満の労働を禁止。18 歳未満の深夜労働 (22 時以降) 禁止。
女 性	・ 出産休暇 (産前 6 週間 + 産後 8 週間) の保障 ・ 従来は「女性は 深夜労働 禁止」とする規定があったが、差別だとして撤廃
その他	休憩に関する規定、時間外労働に関する規定、解雇の予告義務など

②**労働組合法** (1945 制定・1949 全面改正) …労働三権を具体的に保障するもの。

労働関係調整のため労働委員会の設置を規定。

- ・ **団結権** … 労働組合への加入・結成権
- ・ **団体交渉権** … 労働組合と使用者 (雇い主) の話し合い → [⁸ **労働協約**] を結ぶ
- ・ **団体行動権 (争議権)** … 労働者としての権利獲得に向けた闘い (ストライキ・サボタージュなど)
▶ やらない ▶ 本気を出さない

これらの活動は、正当なものである限り、刑事上・民事上の責任には問われない。

逆に、使用者がこの活動を妨害する行為 (= [⁹ **不当労働行為**]) は禁止されている。

③労働関係調整法（1946 制定）…労働関係の調整をはかり、争議運動の予防・解決に努める。

- （i）[斡 旋]…当事者間に入り、争議の解決を図る
- （ii）[調 停]…調停委員会が案を作成し、双方にそれを提示する
- （iii）[仲 裁]…強制的に解決に向けた仲裁をおこなう

※労働基本権の範囲と制限

	民間企業	国家公務員		地方公務員	
		一般職	警察・自衛隊など	一般職	警察・自衛隊など
団結権	○	○	×	○	×
団体交渉権	○	△	×	△	×
団体行動権	○	×	×	×	×

（Ⅱ）雇用環境の変化

■労働事情の変化

【日本の経営方式】¹⁰ **終身雇用** 制・¹¹ **年功序列** 型賃金体系・企業別組合

【バブル崩壊後】：深刻な不況により、¹² **リストラ**]をすすめ、大幅な人員整理。

新しい労働体系】○ **成果主義** ・ **実力主義** の賃金体制

○¹³ **非正規雇用**]の増加・労働環境の過酷化

○若年層では¹⁴ **フリーター**]や¹⁵ **NEET**]の増加



- ・仕事を失ったものへの¹⁶ **セーフティーネット**]（安全網）
- ・1人あたりの労働時間と賃金を減らし、より多くの人で分け合う=¹⁷ **ワークシェアリング**]
- ・コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅で勤務する¹⁸ **テレワーク**]の普及
- ・勤務の多様化…勤めながら別の仕事で収入を得る**副業・兼業**／雇用されず個別に請け負う**フリーランス**

・失業問題…¹⁹ **完全失業率**]（働きたくても仕事につけない人の数）※1990年頃までは1～2%、2016年3.2%

★日本では5%を超えるとやばいという感覚を持っておく（2000年前後、2010年前後で記録）

・若者…新卒者の求人減少・正規雇用の減少・非正規雇用の増加、定職に就かないフリーター、NEETが増加

・女性…女性の社会進出に向けた動きが高まる

例：**男女雇用機会均等法(1985)**、**育児・介護休業法(1995)**、**男女共同参画社会基本法(1999)**

・障害者…**障害者雇用促進法（1987）** → 企業に対し障がい者の雇用率を定めている

国や企業に障がい者を一定割合(民間2.3%、国・地方2.6%)以上での雇用を義務付け

・外国人…外国人労働者の就労が増加したが、雇用は不安定で低賃金の場合も少なくない。

- ・その他
 - ・完全週休二日制は普及しつつあるが有休消化は少ない。
 - ・男性の育休取得率が低い。（えっ男なのに育休？的な空気）
 - ・²⁰ **ワーキングプア**]…非正規雇用者が正規雇用者と同じ仕事をしていても、貧困から抜け出せない状態
 - ・時間外労働・サービス残業が多い。→ 過労死・過労自殺。ブラック企業が社会問題に
 - ・2018年 **働き方改革関連法**：同一労働同一賃金の導入 「何のために働くの…？」